

平成28年(ワ)第210号 国家賠償請求事件

原告 又坂常人 外361名(1次291名+2次70名)

被告 国

準備書面(3)

(被害論その1)

2017(平成29)年12月11日

長野地方裁判所 民事部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 佐藤 芳嗣

同 安藤 雅樹

同 山岸 重幸

他35名

第1 はじめに

本件において、原告らは新安保法制法の「成立」及び施行によって受けた平和的生存権、人格権、憲法改正・決定権の侵害、安定した立憲民主政に生きる権利の侵害を訴えている。これに対し、被告は、「国賠法上保護された権利ないし法的利益とは認められない」、「原告らが人格権の内容として述べるところは、結局のところ、我が国が戦争やテロ行為の当事者になれば、国民が何らかの犠牲を強いられたり危険にさらされるのではないかといった漠然とした不安感を抱いたという域を超えるものではない」などと主張する。しかし、原告らの被害は、けっして、被告のというような「漠然とした不安感を抱いたという域を超えないもの」などではない。

新安保法制法の制定は、多くの市民・国民の権利・利益を侵害し、具体的に大きな被害を与えた。多くの市民・国民が、現行憲法のもとで少なくとも戦争とは無縁

に平和に生きることを保障されてきた日常は、新安保法制により一挙に覆された。そのことにより、原告らは、平和的生存権、人格権、憲法改正・決定権の侵害、安定した立憲民主政に生きる権利の侵害を受け、現実には苦痛にさらされ、それまでとは異なる人生を送らざるを得ないことになった。原告らの受けた被害は、これらの被侵害利益のそれぞれの一つのみではなく、複合的な被害である。平和的生存権の侵害は、人格権の侵害を必然的に伴っている。しかも、その侵害は、原告らの憲法改正・決定権の侵害によってもたらされている。原告らには様々な人が含まれている。年代も経験もさまざまである。そのさまざまな人々が深刻な危険にさらされ、苦痛を受けている。原告らが、その置かれた立場や経験に応じて、法的に保障されてきた権利や利益を侵害されたことについて、本準備書面以下、今後数回に分け、被侵害利益に係る深刻な被害実態について述べる。

第2 原告らの被害

1 太平洋戦争により被害を受けた原告ら

(1) 戦争により被害を受けた原告らに共通する被害

ア 原告らのある者は、満州や沖縄、日本本土などで戦争を経験し被害を受け、さらに家族が残留孤児となり離ればなれの生活を余儀なくされたり、シベリアに抑留されたり、ハンセン病に罹患するなど内地・外地で過酷な生活を送らされた者達である。

イ 新安保法制は、日本を戦争ができる国に作り変えるものである。このことによって、上記の原告らの心身に深く刻まれた過去の苦難は、いろいろな形でその心身を苦しめるのである。一つには、自身の心身に受けた苦痛に伴う心的なトラウマの再燃、あるいは増悪が起こることである。また、肉親を悲惨な苦しみの中で失った苦痛や寂しさ、家族を守れなかった苦悩、自分だけが生き延びてしまった自責の念など、その心の傷は今なお残り生涯に渡って自分を責めさいなむ精神的苦痛を負っている。さらには、これらの原告の

多くは、すべての財産を失ったり、焼け野原から生きなおす中で人に語れないような惨めで辛く、筆舌に尽くしがたい経験をたどってきた者である。

このように、原告らがかつて遭遇した重篤な戦争被害体験は、トラウマ（心的外傷）として体の中に記憶されている。

これらの原告らは、新安保法制法の成立により、再び戦争が起こるという不安がストレスになり、精神的な苦痛を受けている。しかも、一度トラウマを心に刻み込んだ人は、その後のより軽いストレス体験によっても大きな傷口を広げてしまう傾向があるといわれる。折しも、原告らは人生の晩年にある。戦争後の仕事や結婚、子育てなどの実生活体験の忙しさによって隠されていたトラウマが、この実生活体験の縮小によって表面化してくる時期にあたっている。新安保法制法の成立という戦争への不安は、かつてのトラウマを二重三重に増悪させ、大きな精神被害を与えている。

ウ これらの原告たちが、その過酷な人生を今日まで生き延びることができたのは、憲法が保障した平和の安堵感ゆえであり、平和な生活の再建により戦争被害から立ち直ることのできた昭和史の展望であった。

それは、たとえ貧しい生活であっても、戦争によって命と生活を奪われ、精神の自由を奪われることはないという、人間にとって最も重要な権利・利益が保障され、新安保法制法の成立までは、不十分ではあっても、その保障が現実だったのである。また、大切な人や肉親らが犠牲になったことで負った原告らの苦痛は、その命と引き換えに平和憲法を残してくれたと考えることで和らげられた。原告らにとっては亡くなった人たちの命は報われたという思いがあった。犬死にではないという慰めがかろうじて原告らの 70 余年を支えてきたのである。

ところが、新安保法制法は、原告らの心の拠り所であったこれらをすべて否定した。原告らは、かつての生命と精神の危機に再び遭遇させられることに、恐れおののいているのである。

エ このように原告らの現状は、かつての戦争被害に遭ったところに味わった精神的な不安、苦悩、寂寞、後悔や自責の念が蘇り、不安に陥れられている。これは、まさに個人の身体や精神の健全さを害し、生活に関する平穏さを害されているのであり、人格の本質に関わる権利（人格権）を侵害されているとしかいいようのない状態にある。

また、過去に戦争被害を受けた原告らにとっては、新安保法制法の成立が、過去の戦争被害を再体験させるおそれを感じさせることから、他の原告にも増して平和な中で生存する権利に対する侵害の不安も大きい。以下の原告らの平和的生存権の侵害、人格権の侵害及び憲法改正・決定権の侵害、安定した立憲民主政のもとで生きる権利・利益の侵害は、著しく強いといえる。

オ 戦争体験者が経験した壮絶な被害に伴うトラウマの被害性とその後の日本の平和主義の逸脱、とりわけ新安保法制法の成立にいたる経過が、原告らにとって特別に大きな苦しみとなることについては、多くの精神科の医師が述べているところであるが、精神科医蟻塚亮二は、戦争トラウマを受けた被害者に対して、戦後復興のこの日本の歴史経過が特殊な被害を与えていることを指摘する。

蟻塚は、トラウマ発生の大きな原因となっている 3.11 の東日本大震災とその後の福島原発事故は、戦後ひたすら経済成長だけを目指したことの破綻だった、1945 年の敗戦を招いたのは明治開国以来の東アジアへの侵略政策であったという。また蟻塚は「だとすると、日本人がもう一度立ち戻るべきは明治開国の時点に戻り、国のあり方を考えるべきではないか。しかし、日本は明治開国に戻るどころか、今の安倍自民党政府は、特定秘密保護法を制定し、集団的自衛権を日本が有するという解釈改憲によって武力で隣国や他国と戦えるようにしようとし、さらに原発の再稼働から国外輸出まで進めようとしている。どうして日本人はいともやすやすと先の大戦の痛みを忘れてしまったのだろうか？」と述べる。そして、蟻塚は、トラウマ学の泰斗であるヴ

アン・デア・コルクが日本人は戦争などのトラウマにまともに向き合っていないことを知って驚いたことに言及する。

このように、戦争トラウマは、甚大な被害であるにもかかわらず、戦後 70 余年、その回復にまともに国が取り合わないばかりか、今回の戦争のできる国になる法の制定など、戦争被害者に対しては、はかりしれない再度のトラウマ被害を与えている（「沖縄戦と心の傷」大月書店 蟻塚亮二）。

その意味で、戦争被害者である原告らに対しての、今回の被告国の加害はその違法性の程度が著しく大きなものといわなければならない。

(2) それぞれの被害の実情

ア 原告番号 5 番の男性（甲 C 1 号証）

原告番号 5 番の男性は、昭和 17 年生まれであり、食料事情が悪く、栄養失調や伝染病で、4 人の兄弟姉妹が 0 歳から 4 歳で亡くなるという辛い経験をしている。母親からは、0 歳の五男を病院へ連れて行く途中で背中で冷たくなったと涙ながらに打ち明けられたことを覚えている。

その後、国鉄・JR に勤務し、国鉄労働組合員として、「命と暮らし、平和を守る」平和運動をしてきた。74 歳になりこれからも平穩に暮らしていきたいと願っているが、孫たちの将来を考えると、両親と同じような体験をこれからの人達にさせてはいけないと思い、不安な気持ちを抱いている。

イ 原告番号 7 番の男性（甲 C 2 号証）

原告番号 7 番の男性は、昭和 18 年生まれである。同人は沖縄県南大東島で、本土防衛圏南東の最終防衛ラインであった。家は司令部として接收され、沖縄本島今帰仁村に昭和 19 年 9 月に疎開させられた。沖縄戦により、今帰仁村も焼失し、村民はアメリカ軍の艦砲射撃や戦闘機の攻撃に晒されながら、本島北部の山中をさまようことになった。昭和 20 年 6 月 17 日から 11 月まで村民全員は捕虜収容所に収容され、捕虜として生活した。

原告は、この苦しい生活の中で、当時の食糧不足による飢えや衛生状態の悪化で蔓延していたハンセン病に感染した。戦時中感染と記録されているが、地域医療が崩壊している状況下でハンセン病との診断は昭和32年に日本政府が派遣されたハンセン病専門招聘医によるまでなされず、適切な治療を受けられなかったため、手足に重度の後遺症を残すことになった。

この根源の全ては「戦争」が作り出したものであり、自らの人生体験を通じて、戦争こそが人類社会を苦しみに追いやる元凶であると確信している。原告の人生を通り過ぎたハンセン病は、原告の人生の大半を奪った。その病は「戦争」によって、原告に降りかかった災厄であり、であるからこそ、原告は、戦争に結びつく危険性のある安保法制に反対する意思を表している。

ウ 原告番号16番の男性（甲C3号証）

原告番号16番の男性は、昭和21年生まれである。父親は太平洋戦争の敗戦により出征から帰還し、その翌年に生まれた。敗戦による物資不足で十分な食べ物がなく、お腹の子どもに十分な栄養を与えることができずに未熟児で生まれ、産婆さんから「この子は諦めた方がいい」と言われるなどした。物不足の中で両親が必死に子育てをする姿を想像するにつけ、戦争の後遺症は軍人による直接的な人の殺し合いはもちろん、国民の多くの人達の命をも危うくしたという実感を抱いている。

現在の情勢は、「殺し殺される」あつてはならない事態が現実味を帯びたと考えており、70年間私たち日本の安全と平和を守ってきた平和憲法が破壊されようとしている、大きな犠牲を払ってきた過去の戦争の痛ましさを、将来ある若者、子どもたちに味合わせることを思うと胸が痛む思いである。

エ 原告番号19番の女性（甲C4号証）

原告番号19番の女性は、昭和17年生まれであり、中国で生まれた。1945年の暮れ（3歳のとき）に中国から引き揚げてきたが、その際の電車の窓ガラスから覗いた景色が、生まれて初めての記憶として今もはっきり脳

裏に残っている。それは、原爆投下直後の広島焼け野原の強烈、鮮烈な光景である。

3歳の記憶とともに、今なお続く沖縄の苦悩の日々の姿が心から離れてゆくまでは、罪深い戦争の二文字は消えない。

オ 原告番号53番の男性（甲C5号証）

原告番号53番の男性は、昭和17年生まれであり、校庭に大勢の人が集まり、出征する若者に小旗を振って見送る光景や、夜間、照明が家屋外に漏れるのを防ぎ、手元だけを照らす器具とか、黒や黄土色に塗った壁の光景を覚えている。父親は徴兵検査時に近視と乱視を理由に撥ねられたようであるが、いつでも出征するつもりでいて、振り返ると、先の戦争が身近に迫っていたことを実感している。

安倍政権は憲法9条の解釈を変えて集団的自衛権の行使を可能にしたが、これは明らかに憲法違反である、憲法違反の安全保障関連法制により被った精神的損害は筆舌に尽くしがたいと訴える。

カ 原告番号135番の男性（甲C6号証）

原告番号135番の男性は、昭和17年に中国の奉天省（旧満州）で産まれた。父親は昭和19年に帝国陸軍に現地で徴集され兵隊に入った。敗戦間際で日本が負けるということが分かり、ソ連が参戦する直前の8月始め頃、父母は2歳の原告と8ヶ月の妹を連れて逃げたが、途中で逃げ切れないと考え、首つりか鉄道の線路に頭を並べて死のうとしたが、原告と妹がワーワーと泣くので死にきれなかった。その後逃げるのに子どもが足手まといになると考え、原告と妹を別々の中国人に預け、2人で逃げ回った。その後原告は見つかったが、妹は見つからず、やむを得ず妹を置いて親子3人で日本へ帰国した。父親も帰国後の上野で行方不明となってしまう、母子で長野県の実家に戻った。

中国に残された残留孤児となった妹は、中国人として育てられ苦労を重ね

た。40年以上経って、ようやく原告と母は妹に巡り会うことができたが、回復不可能な損害を負っている。

原告の妹は、中国では「お前は日本人だ」といじめ抜かれ、日本では「お前は中国人だ」と言われる、妹の一番切ないことは、と尋ねたところ、「本当は自分が誰で、自分の名前がなんなのか分からないこと」と打ち明けられた。このような中国と日本の歴史の狭間に生まれた残留孤児の心の痛みは、これからも終わりなき悲劇として続いていき、その原因は全て戦争にあると考え、家族や人間関係を壊してしまう安全保障法制は、到底認めることはできないと考えている。

キ 原告番号231番の男性（甲C7号証）

原告番号231番の男性は、昭和12年生まれであり、太平洋戦争の末期には、国民学校の低学年であった。入学間もない一年生の秋、一片の雲もない青空にガラス玉のように光り、白い飛行機雲をはきながら飛ぶB-29襲来の恐怖感が忘れられない。B-29が日本が迎撃する高射砲の砲弾が届かない高度の空を飛ぶということで、家の周りは零細農家の多い山あいの田舎だったが、大人たちが大騒ぎをしてB-29を指さし右往左往する恐怖心が今でも頭から離れないトラウマとなっている。

その後、3人の子を育てたが、子どもを育てる躰として、家の決まりは守る、学校や近所の決めごとを守る人間になれ、村のしきたりや法律を尊ぶことを言い聞かせ、その上で、日本の平和は日本国憲法がある限り絶対に戦争などはないから安心だと当時のベトナム戦争下での子育てをしてきた。

しかし、今回の安保法制は憲法を全く無視して、自衛隊が他国の戦争に加担し、戦争のできる国に道筋を付けてしまったと感じ、その衝撃で夜も寝られず、日本の国は何を土台にして成り立っているのかと愕然とした思いになった。この立憲政治の無視に、日本の国の秩序が根本から崩れる大きな精神的圧迫と苦痛を感じている。

ク 原告番号170番の男性（甲C8号証）

原告番号170番の原告は、大正13年生まれの男性であって、昭和18年の19歳のときに満蒙開拓団で長野県から満州に渡った。現地で軍隊に召集され、ソ連軍の侵攻に備えて、戦車の下で爆薬を入れた箱を自分もろとも自爆させるなどの訓練を受けていた。終戦を迎え、ソ連の兵隊にシベリアに強制連行され、抑留生活を送ることになる。収容所では、飢えと寒さで命を落とし、凍った遺体を処理することもあったなど、厳しく過酷な生活を送っている。このシベリア抑留生活は3年間に及んだ。

原告は自分の体験に鑑み、人と人との殺しあいの数で勝敗が決まるという戦争は、悲惨な目に遭った人達のことを考えれば、無駄なものであるという思いでいる。中国やシベリアに自分の同胞を埋めてきたため、遺骨の収集を進めてもらいたいという思いを抱くなど、未だに戦争やシベリア抑留などに対する強い思い入れを持っている。

今の立法に対しては、戦時中のことを経験してきた人はまったくおらずに、頭だけで考えてやっているものとして歯がゆい思いを抱いている。

以上